

労働徳島

発行 徳島県生活環境部労働雇用政策課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>



No.126

令和6年12月17日発行

はぐくみ支援企業表彰企業の募集を開始しました！

徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

令和6年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

徳島県では、企業における次世代育成支援への取組の促進を図るため、子育てに優しい職場環境づくりに積極的に、かつ他の模範となる優れた取組を実施している企業を「はぐくみ支援企業」として表彰しております。

また、「テレワーク」を活用した職場環境づくりに積極的に取り組み、その功績が特に優秀と認められる企業を、「テレワークdeはぐくみ支援表彰」として表彰を行っています。

過去の受賞企業の取組は、
こちら！



事例集はこちら！



令和6年度はぐくみ支援企業表彰企業の募集について

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/odokankei/7245487/>

応募方法

次の書類を県労働雇用政策課まで御提出ください。郵送、持参、電子メールいずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業表彰申込書
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）
- その他取組内容や実績が確認できる書類

申込書の様式は、県ホームページからダウンロードできます。

▼応募・お問い合わせ先▼

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県生活環境部 労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当

TEL : 088-621-2346 FAX : 088-621-2852

MAIL : roudoukoyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp



CONTENTS ►►

はぐくみ支援企業表彰企業の募集を開始しました！	1
良質な雇用の促進に向けて	2
徳島県労働委員会に多く寄せられている相談事例	3
確認しましょう。最低賃金	4

良質な雇用の促進に向けて

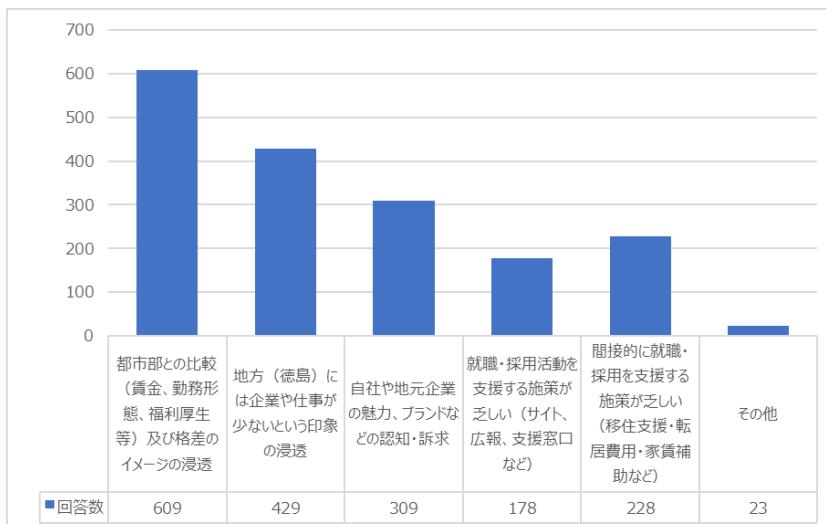
本県では、企業が直面している人材不足に対応するため、良質な雇用を創出し、地域活性化を図るプロジェクトを実施しています。

今年度、プロジェクトの効果的かつ効率的な実施・展開に資するデータを得るために、県内企業の人材確保状況等を把握・分析する「企業採用活動等実態調査」を実施しました。

- 実施期間：令和6年6月3日(月)から令和6年6月21日(金)まで
- 調査結果：県ホームページに掲載
「企業採用活動等実態調査2024 調査結果」 ▶



徳島県における、採用活動等を進める上での課題 ※複数回答あり



本調査で把握した、上記のような課題に対応し、県内就職を促す目的で、都市部に負けない県内企業の魅力をワカモノ視点で発信するためのガイドブックを作成しています。

① 徳島のワカモノが活躍する企業 (R6.1発行)

特集：徳島の10代、20代の高校生・大学生・社会人の本音、大公開！

② 社員ファーストに力を入れている企業 (R6.2発行)

特集：徳島の社員たちが選ぶ「わが社の働きやすさ」はここ！

③ 徳島が誇る“技術” (R6.3発行)

特集：若手から中堅、ベテランまで、技術の現場で働くプロに聞いた！「これが私たちの仕事の必需品」

④ 社員の働きやすさ・働きがいを重視する企業 (R6.11発行)

特集：企業独自の制度について、活用した社員の生の声を掲載！

県の就職支援情報サイト「ジョブナビとくしま」に
電子版を掲載中！ぜひ御覧ください♪



徳島県労働委員会に多く寄せられている相談事例



パワハラ、賃金未払、退職、解雇などの職場のトラブルを「相談やあっせん」で解決します。

- 公益委員(弁護士等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社役員等)の**三者の委員**が1組で、**公正・中立**な立場で解決を支援
- **相談無料、秘密厳守**
- 手続きは**簡易**、**迅速**な解決
- **労働者、使用者(経営者)**のいずれも利用可

労使紛争には、使用者のちょっとした配慮や対応によって予防できたのではと思われる事例が多く見られます。

労働者の
声1

上司のパワハラを会社に
伝えて対応してくれない。

労働者の
声2

アルバイトに有給休暇はない
と言われた。

使用者には、相談窓口設置や行為者に対する適正な措置など、パワハラ防止措置義務があります。日頃から職場内の雰囲気や社員一人ひとりの様子に注意を払い、明るい職場環境づくりに取り組みましょう。

(労働契約法第5条、労働施策総合推進法第30条の2)

パートやアルバイトも、労働時間・勤務日数などに応じ、一定の日数の年次有給休暇が定められており、原則として希望どおり与えなければならないことは、正社員と何ら違いはありません。

(労働基準法第39条)

社員の笑顔は企業の活力源！
見て見ぬふりは厳禁！

労働者の
声3

退職届にサインするよう強要
された。

労働者の
声4

有給休暇はすべての労働者の権利！
取得しやすい環境づくりを！

退職届は、労働者が「自発的に」退職を希望するとき（自己都合退職）に作成する書面です。使用者側から退職を働きかける場合は、本人が十分に納得するように、退職を促す理由や事情を誠意をもって丁寧に説明することが必要です。

使用者が労働者を採用するときは、契約期間・労働時間・勤務場所・賃金（支払日・方法）・手当・休暇などの労働条件を記載した書面（労働条件通知書）を交付しなければなりません。パート・アルバイトの場合も同様です。

(労働基準法第15条、労働契約法第4条)

円満退社への努力は、
惜しまないのが肝心！

採用時には、必ず
労働条件通知書を交付すること！

詳しくは、徳島県労働委員会HP「労働相談事例集」を御覧ください。



労働相談ダイヤル 088-621-3234

月～金 8:30～12:00、13:00～17:15（祝日、年末年始除く）

電話、メール、来庁相談実施（※来庁相談は前日までに要予約）

委員
相談

原則、毎週木曜日の午後2時～4時に県庁11階で実施

各相談会の前日の午後3時までに要予約

労働委員会では、労使間のトラブル解決のお手伝いをするため、相談やあっせんを隨時行っています。



ホームページ

徳島県の最低賃金

時間額

令和6年11月1日から

980 円



徳島県最低賃金は、
県内で働くすべての労働者に適用されます。



下記の産業には **特定最低賃金** の適用があります。

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者 (徳島県最低賃金が適用されます)	効力発生日
造作材・合板・建築用組立材料製造業		徳島県最低賃金が適用されています。	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	令和6年 12月21日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,038	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組織、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者	令和6年 12月21日

業務改善助成金

徳島県最低賃金との差額50円以内（980～1,030円）の労働者を使用しており、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合に利用できます。

助成率：最大9割

上限額：最大600万円

厚生労働省、中小企業庁では、最低賃金引上げに伴う支援を強化しています。

キャリアアップ助成金

賃金規定を改定し、
非正規雇用労働者の基本給を3%以上
賃上げする場合「賃金規定等改定コース」が利用できます。

IT導入補助金

最低賃金引上げを受けて、最低賃金引上げ幅以上に賃上げの努力を行なう場合、補助金の採択において加点措置が得られます。

賃上げを後押しするその他支援策

- 中小企業省力化投資補助金
 - 賃上げ促進税制
- ～賃金引き上げ特設ページ公開中～
- 賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 業務改善助成金コールセンター (Tel 0120-366-440)
- 働き方改革や経営改善に向けた相談先は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951) 又は徳島県よろず支援拠点 (Tel 088-676-4625) へ



徳島県外国人雇用サポートセンター

徳島県では、県内企業・団体の外国人材の円滑な受入れをサポートするため、「徳島県外国人雇用サポートセンター」を開設しました。
さまざまな疑問やお悩みに、専門家(行政書士)がお答えします。

県内企業・団体
の皆さま

01 日本人雇用との違い

外国人が日本で働くためには、
就労可能なビザ(在留資格)が必要です！

02 入管法や在留資格

法律や制度をわかりやすく説明します

03 外国人雇用の進め方

募集や雇用の手続きと留意点

04 労務管理

不法就労などのトラブル防止
※内容によっては社会保険労務士におつなぎします

05 その他

行政書士法に定める範囲において相談可能

出張相談だけでなく、企業・団体の勉強会等における出前講座も
実施可能です。

お気軽にご相談ください！

無料相談受付中！

初回相談
無料

 088-679-4440



徳島県外国人雇用サポートセンター
(徳島県行政書士会)

[窓口受付時間] 平日9:00～17:00(祝日・年末年始除く。電話受付のみ)
※この窓口は、徳島県の委託事業により運営しています。

徳島県ホームページ▼



対象

外国人を雇用中、または雇用検討中の徳島県内に事業所を有する企業・団体等

相談の流れ

01 電話による受付

まずは「徳島県外国人雇用サポートセンター」にお電話ください。

 **088-679-4440**
【受付時間: 平日9:00~17:00】

02 対応する行政書士の決定

ご相談いただいた企業・団体等の所在地および相談内容を考慮し、対応する行政書士を選定します。

03 相談対応

対応に当たる行政書士から、相談者に連絡し、面談日時等の調整を行います。
その後、貴社・団体を訪問し、対面相談を行います。

なお、本事業で無料となる相談対応は、初回訪問のみとさせていただきます。
以降のご相談については、サポートセンターにお問い合わせください。

相談内容(例)



- 外国人雇用ならではの手続きやルールは？
- 自社で雇うのに必要な在留資格は？
- 最低賃金が上がったけど、外国人の賃金は？
- 生活面も支援が必要？
- 職場環境で気を付けることは？

※内容によっては、他の相談機関等をご案内することがあります。
この窓口では、外国人材のあっせんや紹介は行っておりませんので、ご了承ください。

※事業についてのお問い合わせはこちら

徳島県生活環境部労働雇用政策課

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1-1
TEL:088-621-2348 FAX:088-621-2852



徳島県賃上げ支援事業

徳島県では、時間給「930円未満」の従業員の賃金を
「980円以上」に引き上げた中小企業等を
対象に一時金を支給します！

支給対象事業者

県内に事業所を有する中小企業等（詳細は裏面に掲載）
※公益法人、協同組合、個人事業主（従業員1人以上雇用しているものに限る）も含む。

一時金の支給額

● 正規雇用労働者

1人当たり5万円

● 非正規雇用労働者

1人当たり3万円

（1事業者当たり最大50万円）※1事業者：法人番号単位での申請

支給要件

①賃上げの対象時期

令和6年4月1日から令和6年11月1日まで
(改定後の賃金の支給が令和6年12月以降となったものを含む)
※対象時期に複数回の賃上げを行った場合も可

②賃上げ対象従業員

令和6年8月1日時点で、県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者
ただし、非正規雇用労働者については、
週所定労働時間4時間以上（月所定労働時間18時間以上）であること。
なお、国の令和6年度キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の
適用を受けた従業員又は受ける見込みの従業員は除く。

③賃上げ額

(ア) 対象時期において、1時間当たりの賃金額「930円未満」の従業員
の賃金を「980円以上」に引き上げていること。
(イ) 引き上げ後、最低1か月以上の賃金支給実績があること。

④その他

引き上げ後の賃金水準を1年間継続する見込みがあること。

申請受付期間&申請方法

令和6年12月2日（月）～令和7年2月28日（金）必着

- ホームページからの申請がスムーズです。優先的にご利用ください。
- 電子申請については、12月9日からの受付。



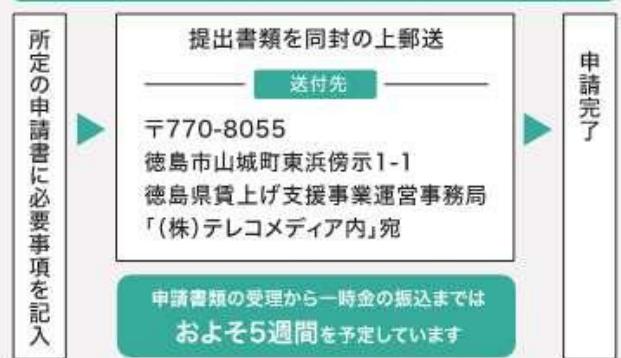
詳細は
ホームページを
ご確認ください。



■ ホームページからの申請の流れ



■ 郵送申請の流れ



一時金申請について

申請書類

- ① 徳島県賃上げ支援事業申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号)
- ② 支給対象従業員一覧(様式第3号)
- ③ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- ④ 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- ⑤ 一時金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑥ (法人のみ)履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)
- ⑦ (個人事業主のみ)直近の確定申告書(「青色申告」または「白色申告」)の写し
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類



支給対象事業者(法人の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 小中企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、公益法人等(※1)、協同組合等(※1)及び普通法人(※1)に該当。
- 2: 县内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること(県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く)。
- 3: 県内の事業所に常時使用する従業員(※2)を1人以上雇用していること
- 4: 徳島県税に未納がないこと。
- 5: 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。
- 6: 過去5年内に重大な法律違反等がないこと。

- 7: 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。
- 8: 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体、又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。
- 9: 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの(同窓会、同好会等)
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互扶助等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの(後援会等)
- ④ 徳島県および県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし小企業(※3)
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者(※4)

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の预告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

※3 みなし小企業とは、以下①から⑤に該当する者とする。

- ① 発行済株式の総数又は出資額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
- ② 発行済株式の総数又は出資額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④ 発行済株式の総数又は出資額の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者等
- ⑤ 上記①～③の中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者 ※2
	資本金の額 または 出資の拠額	常時使用する 従業員の数	
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※4 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者とは、次の①及び②の両方を満たさない法人

- ① 資本金の額又は出資の総額が3億円以下であること
- ② 常時使用する従業員の数が300人以下であること

支給対象事業者(個人事業主の場合)

次の項目すべてに該当する者

- 1: 徳島県内税務署へ開業届を提出している個人事業主。
- 2: 小中企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、上記「支給対象事業者(法人の場合)」欄中3から9の全ての要件に該当するもの。

申請方法

- ホームページからの申請



- 申請書類のダウンロード(郵送用)



〒770-8055 徳島市山城町東浜傍示1-1

徳島県賃上げ支援事業運営事務局「(株)テレコメディア内」

TEL:088-603-8060

お問い合わせ